三月以上延滞債権
貸付条件緩和債権
正常債権
［八～ホ　略］
五　［略］
［２～４　略］

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二　法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］
四　少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
［略］
ロ　少額短期保険持株会社及びその子会社等の有する債権（その価額が別紙様式第十六号の二十五中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けをいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額
(1)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(2)　危険債権
(3)　三月以上延滞債権
(4)　貸付条件緩和債権
(5)　正常債権
［八～ホ　略］
五　［略］
［２～４　略］

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（保険会社単体））
［表略］

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（外国保険会社等））
［表略］

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（免許特定法人））
［表略］

別紙様式第２号（第17条の10関係）　（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告
住　所
会社名
代表取締役　　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

［表略］

（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。
［(1)～(4)　略］

三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)　貸付条件緩和債権に該当する貸付金
［加える。］
［八～ホ　同上］
五　［同上］
［２～４　同上］

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二　［同上］

［一～三　同上］
四　［同上］
イ　［同上］
ロ　貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
(1)　破綻先債権に該当する貸付金
(2)　延滞債権に該当する貸付金
(3)　三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)　貸付条件緩和債権に該当する貸付金
［加える。］
［八～ホ　同上］
五　［同上］
［２～４　同上］

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））
［同上］

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））
［同上］

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））
［同上］

別紙様式第２号（第17条の10関係）　（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告
住　所
会社名
代表取締役　　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

［同左］

（記載上の注意）
１　［同左］
［(1)～(4)　同左］